



治療用装具の費用は還付が受けられます

治療用装具の費用は、全額一時立て替えになりますが、手続きをすることで各健康保険や福祉医療費等から還付を受けられます。

<健康保険からの還付（療養費）>

加入している健康保険の負担割合に応じて還付されます。

（医療費3割負担の方は7割還付、未就学児は8割還付）

申請には、健康保険証、装具に関する医師の診断書(証明書)、領収書、印鑑、振込先の口座番号が必要になります。

（保険の種類によって手続きの方法が異なる場合があります）

- 国民健康保険の方は、各市町村の国民健康保険の窓口
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)の方は、各都道府県支部
※申請は郵送可。申請書の様式はダウンロードも可能です
- 組合、共済等の方は、各職場の社会保険担当

<福祉医療費からの還付>

福祉医療費の受給者証をお持ちの方は、上記の手続き後に、健康保険の自己負担分について還付を受けられます。

還付の内容については各市町村によって異なります（通常の受診と同様です）また、手続きについても異なる場合があります。

※秋田市の方は、支給額決定通知書等(各保険者より出ます)、領収書、福祉医療費受給者証、印鑑、振込先の口座番号を準備し、障害福祉課の窓口で手続きをしてください。

◇自立支援医療を受給されている方へ◇

自己負担が費用の一割となります（負担上限月額も適用となります）

手続きの方法については市町村によって異なるため、装具の発注前に窓口に問い合わせてください。

福祉医療費の受給者証をお持ちの方は、自己負担の一割分について福祉医療費が適用になります。